

**居宅介護支援事業所重要事項説明書**  
 〈令和 6年 4月 1日 現在〉

**1 当事業者が提供するサービスについての相談窓口**

相談受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時  
 電話番号 042-556-1738  
 担当者 関田 晴光 ・ 加藤 教子 ・ 細谷 大介

**2 みずほ病院居宅介護支援事業所の概要**

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	みずほ病院居宅介護支援事業所
所在地	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り535番地5
事業者の指定番号	居宅介護支援事業（東京都 第1372400067号）
サービス提供地域	瑞穂町・青梅市・武蔵村山市・羽村市・福生市・入間市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名(兼務) 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 2名

(3) 営業時間

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで  
 (日曜日、国民の祝日、12/29～1/3までを除く)

\* 緊急連絡先=090-2411-5534

**3 居宅介護支援について**

(1) 居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険	利用料金 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
①居宅サービス計画の作成	別紙1、に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照してください。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	4 利用料金を参照してください。	介護保険適用となる場合には、利用料金を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されません。)
②居宅サービス事業者との連携調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

● 当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

**4 利用料金**

(1) 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので**自己負担はありません**。  
 ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けれます。

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5 サービスの利用方法

### (1)サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。介護支援専門員が訪問いたします。

### (2)サービスの終了

#### ①利用者の都合でサービス終了する場合

文書で申し出て下さればいつでも解約できます。

#### ②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業をご紹介します。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合。
- ・要介護状態区分が、要支援状態区分や非該当(自立)に認定された場合。
- ・お亡くなりになった場合。

#### ④その他

利用者及びその家族が事業所及び介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 その他運営上についての留意事項

### 業務継続計画策定

(1)必要に応じて感染症対策に関する研修・訓練を定期的に行います。

(2)感染症や自然災害が発生した場合においても必要な介護サービスを提供するため、業務計画を作成し、遂行することが出来るよう研修及び、訓練を実施します。

### 高齢者虐待防止

- (1)事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
- (2)身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。  
虐待防止に関する責任者： 関田 晴光

### ハラスメント対策

- (1)事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- (2)利用者、家族または身元保証人等からの事業所やサービス事業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

## 7 秘密保持

利用者や家族に関する情報を正当な理由無く第三者に漏らしません。また予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および家族の個人情報を用いません。

## 8 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、関係諸機関に連絡し必要な処置をとります。また事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 9 サービス内容に関する苦情

### (1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談・苦情に関する責任者： 関田 晴光      電話      042-556-1738

(2)その他の窓口

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

瑞穂町(瑞穂町役場福祉部高齢課介護係) 042-557-0594

瑞穂町東部高齢者支援センター 042-557-3852

瑞穂町西部高齢者支援センター 042-557-0609

青梅市 0428-22-1111 武蔵村山市 042-565-1111

福生市 042-565-1111 羽村市 042-555-1111

入間市 0429-64-1111

東京都国保連合会苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

10

当法人の概要

名称 医療法人社団 久遠会

代表者 理事長 奥井 重徳

関連事業 みずほ病院(療養型病床・回復期リハビリテーション病床・地域包括ケア病床)

みずほ病院訪問診療

みずほ病院訪問リハビリテーション

みずほ訪問看護ステーション

みずほ訪問看護ステーション 友田営業所

西東京ケアセンター(介護老人保健施設)

友田クリニック

友田クリニック訪問診療

友田クリニック訪問リハビリテーション

西東京ケアセンター通所リハビリテーション

居宅介護支援事業所西東京ケアセンター

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

名称 医療法人社団 久遠会  
みずほ病院居宅介護支援事業所 印

所在地 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り535番地5  
電話 042-556-1738

担当者 職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

【利用者】住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_印

【代理者】住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_印

本人との関係 \_\_\_\_\_

**[基本料金]**

**居宅介護支援費【Ⅰ】**

居宅介護支援(i)	要介護1・2	1,086単位/月	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45人未満の場合
	要介護3・4・5	1,411単位/月	
居宅介護支援(ii)	要介護1・2	544単位/月	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45人以上である場合において、45人以上60人未満の部分
	要介護3・4・5	704単位/月	
居宅介護支援(iii)	要介護1・2	326単位/月	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が60人以上の部分
	要介護3・4・5	422単位/月	

**居宅介護支援費【Ⅱ】**

指定居宅サービス事業所との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配慮を行っている事務所			
居宅介護支援(i)	要介護1・2	1,086単位/月	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が50人未満の場合
	要介護3・4・5	1,411単位/月	
居宅介護支援(ii)	要介護1・2	527単位/月	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が50人以上である場合において、50人以上60人未満の部分
	要介護3・4・5	683単位/月	
居宅介護支援(iii)	要介護1・2	316単位/月	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が60人以上の部分
	要介護3・4・5	410単位/月	

\* 基本料金に対して厚生労働大臣が定める運営基準を満たさなかった場合、上記料金表の50/100料金になります。また、運営基準を満たさない2ヶ月以上継続している場合は算定しません。

\* 基本料に對厚生労働大臣が定める特定事業所集中基準に該当する場合、上記料金より、200単位を減額いたします。

**[特定事業所加算]**

<b>特定事業所加算(Ⅰ)</b>	<b>519単位</b>	①主任介護支援専門員を2名以上配置している。 ②常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。 ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達を目的とした会議を定期的開催している。 ④利用者の総数のうち、要介護3～5である者の割合が4割以上である。 ⑤24時間常時連絡できる体制を整備している。 ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ⑦地域包括支援センターから支援困難事例が紹介された場合に、当該事例を受託する体制を整備している。 ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 ⑨居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない事 ⑩介護支援1人あたり利用者数が45名未満である。居宅介護支援費【Ⅱ】を算定している場合は50名未満であること。 ⑪法定研修等における実習生受入れ事業所となる等、人材育成への協力体制を整備している。 ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討・研究会・勉強会を実施している。 ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
主任介護支援専門員2名以上配置し、特定事業所加算①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たしている。		
<b>特定事業所加算(Ⅱ)</b>	<b>421単位</b>	
主任介護支援専門員1名以上配置し、特定事業所加算(Ⅰ)の②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たしている。		
<b>特定事業所加算(Ⅲ)</b>	<b>323単位</b>	
主任介護支援専門員1名以上配置し、特定事業所加算(Ⅰ)の③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たしており、常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置している。 当事業者は、特定事業所加算(Ⅲ)の要件を満たし、その届け出を出しています。		
<b>特定事業所加算(A)</b>	<b>114単位</b>	
主任介護支援専門員1名以上配置し、特定事業所加算(Ⅰ)の③⑦⑧⑨⑩⑬を満たしており、②介護支援専門員に対しては常勤1名以上、非常勤1名以上。⑤連携でも可⑥連携でも可⑩連携でも可⑫連携でも可。		
<b>特定事業所医療介護連携加算</b>	<b>125単位</b>	特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを算定した上で、前々年度の3月から前年度の2月までにおいて、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

[加算料金]

初回加算	300単位	・新規に居宅サービス計画を作成した場合。 *過去2か月以上当該事業者で居宅サービス計画を作成していない場合も含む。 ・要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	入院時した日の内に、医療機関へ情報提供した場合。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	入院時3日以内に医療機関へ情報提供した場合。
<b>退院・退所加算</b>		
連携1回カンファレンス参加あり	600単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い居宅サービス計画を作成した場合。医療機関におけるカンファレンスに参加した場合上乘せで算定。(入院・入所期間中3回を限度)
連携1回カンファレンス参加なし	450単位	
連携2回カンファレンス参加あり	750単位	
連携2回カンファレンス参加なし	600単位	
連携3回カンファレンス参加あり	900単位	
通院時情報連携加算	50単位	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月1回を限度として所定単位数を加算する。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業書に提供した場合。

\* 地域加算 1単位/10.42

\* 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、死亡等の事由によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援費を算定可となります。

医療法人社団 久遠会  
みずほ病院 居宅介護支援事業所  
【居宅介護支援契約書】

\_\_\_\_\_ (以下、「利用者」といいます) と医療法人社団 久遠会の営むみずほ病院居宅介護支援事業所(以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者の意思に基づいて居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
- 2 利用者は、居宅サービス計画の作成の支援を受ける際、サービス種類毎に複数のサービス事業所の紹介、及び当該サービス事業所を位置付けた理由を求めることが可能です。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその名前を文書で通知します。また、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

- 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
  - ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
  - ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
  - ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
  - ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 (平時からの医療機関等との連携促進)

- 1 事業者は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医の医師等の意見を求めます。また利用者は、この契約を以って予め同意するものとします。
- 2 事業者は、意見を求めた主治医の医師等に対して、居宅サービス計画書を交付します。
- 3 訪問介護事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。

#### 第6条（入院時における医療機関等との連携促進）

- 1 事業者は、利用者の入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
- 2 利用者は、利用者が入院する場合は、入院先医療機関に対して、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を提供します。

#### 第7条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第8条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。また、その病院や施設と連携して、必要な情報提供を行います。

#### 第9条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 第10条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 第11条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

#### 第12条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

### 第13条 (料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は「居宅介護支援重要事項説明書」の通りです。制度、単価改定等により契約に変更が生じた場合は、居宅介護支援重要事項説明書の差し替えで変更ができるものとします。

### 第14条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

### 第15条 (秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

### 第16条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

### 第17条 (身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 第18条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

### 第19条 (善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第20条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第21条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【事業者】

事業者名：医療法人社団 久遠会  
みずほ病院居宅介護支援事業所  
東京都指定 指定番号 1372400067  
住 所：東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り535番地5  
管 理 者：所長 関田 晴光

【利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (本人との関係 \_\_\_\_\_)